

## 千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例施行規則（案）の概要

### 1 趣旨

令和4年1月に施行された「千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例」について、「事業者や飲食店営業者への対策強化」等を盛り込んだ一部を改正する条例が、令和4年12月27日に公布された。同条例では、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとされているため、新たに規則を制定するものである。

### 2 制定内容

#### (1) 飲食店営業者への指示

条例第14条第1項の規定による通知を受けた飲食店営業者が当該飲食店の飲酒運転防止措置を常態として講じていると認められない場合に、同条第3項の規定による指示をすることができる。

#### (2) 条例第14条第4項の規定による公表

(1)の指示を受けた飲食店営業者の氏名、(1)の指示に係る飲食店の名称・所在地、公表の原因となる事実などをインターネットを利用して閲覧に供する方法により公表する。

#### (3) 意見を述べる機会の付与

ア 条例第14条第5項の規定により意見を述べる機会を付与するときは、公表をしようとする者に対し、通知書を送達して行う。

イ 知事は、口頭による意見を聴取することが適当であると認めるときは、口頭による意見を述べる機会を付与する。

ウ 条例第14条第5項の規定により意見を述べる機会を付与された者（以下「意見陳述者」という。）は、イにより口頭による意見を述べる機会を付与された場合を除き、知事に対し、意見書を提出して意見を述べるものとする。

エ 知事は、アの送達を行うに当たっては、意見書の提出の期限又は口頭による意見の聴取の日時（以下「聴取日時」という。）までに相当な期間をおくものとする。

オ 意見陳述者は、意見を述べるに当たっては、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

カ 知事は、意見陳述者が、意見書の提出の期限までに当該意見書の提出をせず、又は聴取日時に出頭しないときは、意見がないものとして取り扱うものとする。

#### (4) 聴取日時等の変更

ア (3)イにより口頭による意見を述べる機会を付与された者（以下「口頭意見者」という。）は、病気その他のやむを得ない理由があるときは、知事に対し、申出書により、聴取日時又は場所（以下「聴取日時等」という。）の変更を申し出ることができる。

イ 知事は、アの申出により、又は職権により、聴取日時等を変更することができる。

ウ 知事は、イにより聴取日時等を変更したとき、又はアの申出を受けた場合において聴取日時等を変更しないときは、速やかに、通知書を送達して口頭意見者に通知するものとする。

(5) 代理人の選任

ア 意見陳述者は、意見を述べる機会に関する一切の行為を行うことができる者として、代理人を選任することができる。

イ 意見陳述者は、代理人の資格について、届出書を知事に提出して証明しなければならない。

ウ 意見陳述者は、アにより選任した代理人がその資格を失ったときは、届出書を知事に提出して、その旨を届け出なければならない。

(6) 掲示命令

条例第14条第6項の規定による掲示命令の期間は3箇月を超えないものとする。

※命令を受ける飲食店営業者が過去3年以内に命令を受けたことがある場合は6箇月（命令に係る飲食店が同一である場合に限る。）

(7) 委任

そのほか、規則の施行に関し必要な事項は知事が別に定める。

3. 施行期日

令和5年6月28日